

告 示

埼玉県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	清 水 雅 之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二